

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年 6 月 日

陸前高田市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

陸前高田市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 6 年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

陸前高田市は、岩手県沿岸部の最南端に位置し、北は大船渡市及び住田町、南は宮城県気仙沼市、西は一関市に接しており、総面積は231.94平方kmである。

市内公共交通は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、岩手県交通(株)のバスターミナルやバス・タクシー事業者の車両の大半が流出するなど甚大な被害を受けた。その後、国の特定被災地域公共交通調査事業や復興交付金事業を活用しながら、路線バスや乗合タクシー、デマンド交通の運行を継続してきた。また、被災したJR大船渡線については、バス高速輸送システム(BRT)の導入による本復旧がなされたものである。

現在の市内公共交通網は、JR大船渡線BRTと地域間幹線2路線の計3路線を幹線交通とし、公共交通の乗り継ぎ拠点である陸前高田駅を中心に、路線バスと乗合タクシーを放射状に配置して幹線と接続する枝線と位置づけ、デマンド交通や自家用有償運送(グリーンローモビリティ)、共助輸送サービスなどを幹線・枝線を補う移動手段と位置づけて展開している。

これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、免許返納などで運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能しているが、震災以後の人口減や近年の新型コロナウイルス感染による移動自粛などにより、公共交通機関の利用者についても減少傾向が続き、行政負担の増加をはじめとて様々な問題が発生している。

本申請に係る系統(生出線、広田線、広田半島線、長部今泉線、たかたコミュニティバス西部線、デマンド交通)は、幹線交通に接続し、市内中心部あるいは近隣の乗り継ぎ拠点と郊外部を結ぶ公共交通機関である。これらの運行存続については、沿線の人口減、運転手不足等の様々な問題があるが、市内全域の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業により、各路線の運行確保により住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

陸前高田市地域公共交通網形成計画において、市内を運行する公共交通の利用者数について現状（平成 29 年度時点で年間約 18,000 人）維持」を目標値として掲げていることから、地域内フィーダー系統の 1 回当たり（循環路線及び区域運行については 1 便当たり）利用者数について、下表の通り目標を定める。

年度	生出線	広田線	広田半島線	長部今泉線	たかたコミュニティバス西部線
令和 6 年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和 7 年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便
令和 8 年度	4.0 人/回	4.0 人/回	3.0 人/回	2.0 人/回	2.0 人/便

年度	デマンド交通中平・坂下・小黒山エリア	デマンド交通気仙エリア	デマンド交通小友・広田エリア
令和 6 年度	2.0 人/便	2.0 人/便	2.5 人/便
令和 7 年度	2.0 人/便	2.0 人/便	2.5 人/便
令和 8 年度	2.0 人/便	2.0 人/便	2.5 人/便

(2) 事業の効果

陸前高田市では、市内中心部の大船渡線 BRT 陸前高田駅を交通結節点として市内に路線が広がる交通網構築を目指しているところであり、中心市街地と地域、地域と地域の活発な交流につながることから、本事業の実施は市のまちづくりに大いに寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域主体の地域公共交通の計画、運営の推進【市、地域住民、市内交通事業者】
既存の地域公共交通会議を活用した市民意見を継続的に取り入れる仕組みづくり、地域企業・商業施設等との連携、自動車からの「卒業」運動
 - ・周知・広報を通じた利用促進【市】
りくぜんたかた交通マップの利活用
 - ・モビリティ・マネジメントの推進【市、地域住民、学校、生徒児童】
住民・転入者向け及び児童・生徒向けモビリティ・マネジメントの実施
- ※陸前高田市地域公共交通網形成計画 p99～105 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添表のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>全体事業費 50,603 千円 このうち、陸前高田市が、全体事業費から国庫補助金及び運賃収入を差し引いた分を負担することとして、路線ごとに運行事業者と契約を締結している。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>陸前高田市地域公共交通会議（活性化法法定協議会）</p>
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
<p>運行事業者に毎月、便ごとの利用人数や乗降停留所を記録した運行記録票を提出することを課しており、市内路線の利用状況を把握するためのビッグデータとして活用しながら、利用の少ない便の見直しや停留所の改廃などを行い、効果を測定することとしている。</p> <p>また、現行の陸前高田市地域公共交通網形成計画の改訂版として、令和6年3月を目途に陸前高田市地域公共交通計画を策定予定であるが、この策定作業の中で、OD調査や1,500サンプル程度の郵送による市民アンケート、地区ごとに免許返納者等へのヒアリングを実施する。</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
<p>別添表5のとおり。</p>
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
<p>※該当なし</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年1月23日 令和4年度陸前高田市地域公共交通会議にて令和5年度運行方針案を決定 ・ 令和5年6月12日 令和5年度第1回陸前高田市地域公共交通会議にて協議を行い、計画について合意を得られた。
21. 利用者等の意見の反映状況
陸前高田市地域公共交通会議に利用者代表が参加している。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長 岩手県沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター地域振興課長 兼復興推進課長
関係市区町村	陸前高田市理事、陸前高田市政策推進室長、陸前高田市地域振興部長、 陸前高田市建設部長、陸前高田市市民協働部長（事務局）
交通事業者・交通施設管理者等	岩手県交通株式会社乗合自動車部次長兼運行課長 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社気仙沼統括センター所長 碁石観光株式会社代表取締役 有限会社奥州交通代表取締役 株式会社気仙タクシー代表取締役 高田タクシー有限会社代表取締役 有限会社高田交通代表取締役 一般社団法人陸前高田グリーンスローモビリティ代表理事 岩手県警察大船渡警察署交通課長
地方運輸局	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整） 同（輸送監査）
その他協議会が必要と認める者	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所長 岩手大学理工学部教授 陸前高田市コミュニティ推進協議会連合会会員 陸前高田商工会会長 一般社団法人陸前高田市社会福祉協議会常務理事 岩手県立高等学校 PTA 連合会気仙地区連絡協議会高田高等学校 PTA 会長 陸前高田市地域女性団体協議会書記 陸前高田市老人クラブ連合会副会長 一般社団法人陸前高田市観光物産協会代表理事会長 岩手県交通運輸産業労働組合協議会岩手県交通労組大船渡支部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）陸前高田市高田町字下和野 100 番地

（所 属）市民協働部まちづくり推進課

（氏 名）小野 勝彦

（電 話）0192-54-2111 内線 126

（e-mail）machi@city.rikuzentakata.iwate.(lg.)jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。